

にしん障害者みらいプラン(令和6年度) 進捗管理シート

施策分野1 差別の解消、意思決定支援、権利擁護の推進及び虐待の防止

○障害のある人が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるようになるには、その人の自己決定を尊重することが前提であり、その人に関わる全ての人が意思決定支援について理解することが必要です。
○アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことについて、障害のある人では3割程度、障害のある子どもでは6割程度が“ある”と回答しています。また、一般市民向けのアンケート調査では全体の4割程度の方が障害があることでの差別を見たり聞いたことが「ある」と回答しており、本市においても依然として障害のある人への差別や不適切な行為が残っていることがうかがえます。社会のあらゆる場面における障害を理由とする差別の解消を進めるための取組を幅広く進めていくことが必要です。
○障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、市内企業向けアンケート調査では、障害者差別解消法について「内容は把握しているが、具体的な対策は検討できていない」、「名前程度なら聞いたことがある」、「知らない」が上位3項目となっており、一般市民だけではなく、企業に対しても障害についてや法制度に関する理解を広げていくことが必要です。
○社会のあらゆる場面における障害を理由とする差別の解消や、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に進めていくことが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)(令和7年1月末時点) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)(令和7年1月末時点) 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性(令和7年1月末時点) 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①意思決定支援や権利擁護の推進、虐待の防止	・意思決定支援の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・虐待の早期発見・早期対応、虐待防止ネットワークを活用した対策 ・権利擁護部会との連携	地域福祉課 障害者福祉センター	【意思決定支援の推進】 ・尾張東部権利擁護支援センターによる相談・支援を実施した。 知的障害 66件(実人数10人) 精神障害 131件(実人数14人) 高次脳機能障害 80件(実人数5人) 身体障害 14件(実人数3人)	・尾張東部権利支援センターによる相談・支援の実績について、相談実人数の合計が前年度を上回る数値となっており、尾張東部権利擁護支援センターが権利擁護支援の中核機関として機能していることを示している。	・第二期成年後見制度利用促進計画掲げる15の施策を中心として、意思決定支援の推進を継続していく。	【意思決定支援の推進】 ・尾張東部権利擁護支援センターによる相談・支援の実施。	・本人の障害特性、家族の状況による不利益や権利侵害を受けることを防ぎ、自らの意思や希望に基づいた自分らしい生活を送れる者の増加。 ・市民後見人養成研修を通じて、市民の権利擁護に関する知識を深め、権利擁護やひいては地域福祉の担い手の育成を図る。 ・市民後見人による受任件数の増加。
			【成年後見制度の利用促進】 ・成年後見制度等の利用促進として後見制度利用の市長申立てを4件、後見人に対する報酬助成14件行った。 ・尾張東部権利擁護支援センターによる市民後見人養成研修を開催し、構成6市町にて35名(令和5年度～令和6年度)が基礎研修を受講した。	・市長申立てについては、対象者の認知機能のみで判断するのではなく、世帯として抱える生活実態における課題解決を鑑み、適正に運用できた。	・市民後見人の育成を継続していく。	【成年後見制度の利用促進】 ・尾張東部権利擁護支援センターによる市民後見人養成研修を継続する。加えて愛知県による市民後見人研修受講者についても本地区で活躍するための補習制度を実施していく。	
			【虐待の早期発見・早期対応、虐待防止ネットワークを活用した対策】 ・虐待受付件数 高齢者虐待16件、障害者虐待16件 ・医療、警察、保健、施設の職員等で構成される「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議」を1回開催し、本市における虐待対応状況の共有やケース検討を行い、関係機関の相互連携を深めた。	・虐待防止ネットワーク会議では、実ケースについて委員より施設従事者等それぞれの立場から助言をいただいた。これにより通報のあった施設に対し実例を踏まえた具体的な改善方法を示すことにつながり、虐待の再発防止という視点で有益なものとなった。	・虐待については早期かつ的確な対応が重要となる。職員のスキルアップや事例の蓄積を意識しながら虐待対応を行い、虐待防止ネットワークの委員が持つ専門的な知識が活用できるよう積極的な連携や情報交換を行っていく。	【虐待の早期発見・早期対応、虐待防止ネットワークを活用した対策】 ・権利侵害からの回復を目的とし虐待対応を行う。 ・関係機関による「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議」を開催。 ・後見制度利用の市長申し立ての実施及び後見人に対する報酬助成を継続する。	
			【権利擁護部会との連携】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会と連携し、にしん市民まつり(健康福祉フェスティバル)において、障害者差別解消法周知啓発事業としてポッチャ体験会を実施した。参加人数：262人 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、権利擁護部会と市内社会福祉法人4法人共催で、障害者支援施設職員を対象に意思決定支援に重きを置いた障害者虐待防止に関する勉強会を実施した。(R6.12.21)	・権利擁護部会と連携し、障害のある人にもポッチャ体験会に参加してもらい、来場者と一緒にポッチャをすることで障害理解を深めてもらう機会を創出できた。 ・障害福祉サービス従事者の障害のある方の特性を理解、権利擁護に関する知識向上に寄与した。	・権利擁護部会において権利擁護や合理的配慮、障害理解の啓発をテーマとした取組を継続していく。 ・権利擁護部会において、4法人と共催で虐待防止勉強会を実施していくが、参加する事業所の偏りがあるため、多くの事業所に参加してもらえるように周知していく。	【権利擁護部会との連携】 ・支援者を対象に権利擁護に関する勉強会を年1回実施 参加目標人数：100人 ・支援者を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を年1回実施 参加目標人数：100人	
②障害を理由とする差別の解消の推進、行政等における配慮の充実、心のバリアフリーの推進	・市職員への差別解消法研修の開催 ・障害を理由とする差別の解消や合理的配慮に対する啓発 ・まちづくりや市政への参加 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの周知及び配布	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【市職員への差別解消法研修の開催】 ・市新規採用職員への障害者差別解消法研修を実施した。	・市新規採用職員に対し入庁後すぐに実施する研修で障害者差別解消法について学ぶ機会を設けることで、合理的配慮に関する知識を持ってもらうことができた。	・新規採用職員だけでなく、定期的な学び直しの機会を設け差別解消法の理解啓発を継続していく。	【市職員への差別解消法研修の開催】 ・市職員に対する障害者差別解消法の周知ならびに職員対応要領の周知の継続 1回/年	・障害のある人向けのアンケートにおいて、差別解消に関する満足度の向上。 ・自立支援協議会への参加等を通じて障害のある人の参加が保障された市政。
			【障害を理由とする差別の解消や合理的配慮に対する啓発】 ・障害者差別解消法パンフレットを市役所窓口や公共施設、市主催イベント等で配布し周知をはかった。 ・にしん市民まつり(健康福祉フェスティバル)において、障害者差別解消法周知啓発事業としてポッチャ体験会を実施した。参加人数：262人	・ポッチャ体験と同時に実施したアンケートでは参加者の多くが体験を通じて障害理解について考えるきっかけとなったことがわかったが、障害者差別解消法について知っている人は少なかった。	・参加しやすいイベント開催等を通じて、差別解消法や合理的配慮についての理解啓発を継続していく。	【障害を理由とする差別の解消や合理的配慮に対する啓発】 ・市民や企業、事業所等を対象とした障害理解の促進ならびに差別の解消や合理的配慮に関する啓発の継続	
			【まちづくりや市政への参加】 ・障害のある人に障害者政策委員会や自立支援協議会委員として会議に参加してもらった(会議4回)。	・障害のある人がまちづくりに参画する機会を設けることができた。	・引き続き、委員として会議に参加してもらう。	【まちづくりや市政への参加】 ・障害のある人に障害者政策委員会や自立支援協議会委員として会議に参加してもらう。	
			【ヘルプマーク・ヘルプカードの周知及び配布】 ・地域福祉課窓口及び障害者相談支援センターにおいて171個配布した。	・ヘルプマークを必要とする人からの申し出に応じてヘルプマーク及びヘルプカードを配布できた。	・ヘルプマークを市役所や障害者相談支援センターで配布していることを幅広く周知し、必要な人が受け取れるようにしていく。	【ヘルプマーク・ヘルプカードの周知及び配布】 ・ヘルプマークの配布 350個/年	

施策分野2 安全・安心な生活環境の整備

○アンケート調査では、日進市の公共施設等や生活している地域におけるバリアフリー整備について、障害のある人、障害のある子ども共に約半数以上が「満足している」と回答しています。一方で、心のバリアフリー環境については、障害のある人では約4割、障害のある子どもでは約6割が「満足していない」と回答しており、ハード面のバリアフリー化に対してソフト面のバリアフリー化の一層の推進が求められます。

○また、外出時の困りごとについて障害のある人では「電車など公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」が多く回答されています。障害のある人が移動しやすい環境を整備していく必要があります。

○障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていけるよう、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進していく必要があります。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)〈令和7年1月末時点〉 いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)〈令和7年1月末時点〉 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性 〈令和7年1月末時点〉 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①居住の場の確保、住まいのバリアフリー化	・住宅に関する情報共有・連携 ・地域生活支援拠点等の充実 ・グループホームの充実 ・リフォームヘルパー、住宅改修費の助成	地域福祉課 障害者福祉センター 都市計画課 介護福祉課	【住宅に関する情報共有・連携】 ・緊急時の一時的な宿泊等に対応した居室確保事業を継続実施した(利用者0人)。	・事業の継続実施により、緊急時の一時的な宿泊等に対応できる体制を確保できた。	・登録事業所の確保していく。	【住宅に関する情報共有・連携】 ・緊急時の一時的な宿泊等に対応した居室確保事業を継続実施。 ・空家バンク登録物件のさらなる掘り起こしのため、HP、広報等の各種媒体の活用を継続する。また、地元自治会等への制度の周知等の働きかけを行う。	・障害のある人が地域で暮らすための課題を把握し、課題解決のための具体的な取組を検討、実施することができる。 ・地域で安心して暮らしていける体制整備。 ・空家バンクの認知度が上がり、空家が減少し良好な住環境が確保されている。
			【地域生活支援拠点等の充実】 ・地域生活支援拠点等の機能充実について、障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会にて意見交換を行った。	・障害のある方が地域で暮らすための課題を把握することができた。	・抽出した課題についての取組について、域生活支援拠点等の機能充実の視点も踏まえて継続検討していく。	【地域生活支援拠点等の充実】 ・地域生活支援拠点等の機能充実について障害者自立支援協議会専門部会において継続検討する。	
			【グループホームの充実】 ・日進市障害者共同生活援助事業費補助金を交付予定(8件)。	・事業の継続実施により、グループホームの経営安定化及び参入促進を図ることができた。	・継続して案内をしていく必要がある。	【グループホームの充実】	
			【リフォームヘルパー、住宅改修費の助成】 ・リフォームヘルパー(0件)、住宅改修費の助成(0件)	・事業の継続実施により、住宅環境の改善希望に対応できる体制を確保できた。	・制度の周知。	【リフォームヘルパー、住宅改修費の助成】	
②障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化 ・バリアフリーに関する情報提供	財務政策課 施設所管課	【公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化】 ・市役所本庁舎3階／バリアフリートイレ設置工事に着手した。	・令和7年度中に、市役所内のバリアフリートイレが2か所から3か所に増設される。	・市内公共施設でバリアフリートイレ未設置な施設へ、バリアフリートイレの設置を行っていきたい。	【公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化】 ・改修や新設時には、バリアフリー及びユニバーサルデザイン配慮したデザインとする。	・公共施設において、バリアフリー及びユニバーサルデザイン配慮したデザインとすることを目指す。 ・市内すべての保育士が療育に関する知識を有し、保育園等で支援できるようにすることを目指す。
			【バリアフリーに関する情報提供】 ・令和6年10月3日に、令和7年度入庁予定職員(車いす利用者)2名とショールームに行き、バリアフリートイレの配置・寸法等について検証を行った。	・利用予定者の要望を反映したトイレ設計とすることができた。	・車いす利用者だけでなく、子育て世代の意見を聞き、その意見を反映したトイレを設置できることが望ましい。	【バリアフリーに関する情報提供】 ・障害児その他支援の必要なお子さんの療育に関する保育士研修を、年5回以上開催する。	

施策分野3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○アンケート調査では、障害のことや障害福祉サービスなどに関する情報を知る機会について、障害のある人では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「行政機関の広報誌」、「かかりつけの医師や看護師」が多く回答されています。また、障害のある子どもでは「インターネット」が最も多く回答されています。障害のある人が必要な時に必要な情報を得ることができるよう、情報アクセシビリティの向上に向けた取組を進めていく必要があります。

○本市の地域生活支援事業における意思疎通支援事業について、利用者は前計画の計画値を大きく上回ったものの、支援者は1名設置のまま推移しています。今後の利用ニーズを適切に見込みつつ、意思疎通支援従事者の養成を進め、支援者の増員を検討していく必要があります。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)〈令和7年1月末時点〉 いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)〈令和7年1月末時点〉 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方向性 〈令和7年1月末時点〉 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①情報アクセシビリティの向上	・障害特性に応じた適切かつ分かりやすい情報提供 ・ICT機器の活用による情報取得についての学習機会の提供	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【障害特性に応じた適切かつ分かりやすい情報提供】 ・市で作成するパンフレットやガイドブック等の印刷物の作成時、障害特性に応じた配慮を行った。 ・にっしんの福祉で周知した。 【ICT機器の活用による情報取得についての学習機会の提供】 ・令和7年3月に開催予定。	・ガイドブック等の活用により、適切に情報提供できた。	・紙媒体と同様に、ホームページ等でも分かりやすい情報提供に努める必要がある。	【障害特性に応じた適切かつ分かりやすい情報提供】 ・障害特性に応じた情報提供の継続。 ・にっしんの福祉にて周知を継続実施。	・障害のある人も情報を得やすいよう、配慮できる。 ・市からの情報発信の際に合理的配慮の視点を持つことができる。 ・障害のある人が必要な情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上。
						【ICT機器の活用による情報取得についての学習機会の提供】 ・支援者を対象に、ICT機器を利用した支援に関する体験講座を年1回開催。 参加目標人数：20人 ICT機器を利用したい当事者と支援団体とをつなぐコーディネート の仕組みを整備。	
②意思疎通支援の充実	・意思疎通支援の活用 ・窓口でのコミュニケーション方法の充実 ・コミュニケーション支援ボードの周知 ・意思疎通支援者の養成	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【意思疎通支援の活用】 ・チラシ等の周知媒体について、ユニバーサルカラーデザインを意識し作成した。	・ユニバーサルカラーデザインについて意識して周知媒体を作成できた。	・障害特性に応じた意思疎通支援について研修等を通じて啓発を行っていく。	【意思疎通支援の活用】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会と連携し、コミュニケーション支援ボードの周知の継続	・手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣による意思疎通支援の充実。 ・意思疎通支援に関する養成講座受講者の増加
			【窓口でのコミュニケーション方法の充実】 ・市役所の窓口到手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者または要約筆記者を派遣した(手話通訳者設置21件、手話通訳者派遣62件、要約筆記者派遣4件)。	・聴覚障害者の日常生活を支援することができた。	・手話通訳者及び要約筆記者の登録者の確保	【窓口でのコミュニケーション方法の充実】 ・手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続実施。	
			【コミュニケーション支援ボードの周知】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において作成した「お買い物サポートカード」を引き続き市内のコンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストアなどの協力店に設置した。	・「お買い物サポートカード」の継続設置、配布ができた。	・コミュニケーションボードの活用状況を確認し、必要に応じて見直し、配布等実施していく。	【コミュニケーション支援ボードの周知】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会と連携し、コミュニケーション支援ボードの周知の継続	
			【意思疎通支援者の養成】 ・手話奉仕員養成講座(入門、基礎)を日進、豊明、長久手、東郷の4市町合同で開催し、日進市からは8人が受講した。 ・聞こえに関する支援ボランティア講座(要約筆記)を長久手市と合同で計4回開催し、日進市からは3人が修了した。	・手話や要約筆記の奉仕員(ボランティア)を養成できた。 ・情報保障の必要性を理解した意思疎通支援従事者が増加した。	・引き続き奉仕員の養成を行っていく。また講座修了後に実際の活動につながるような受講者への声掛け、開催時期の検討等も実施する。	【意思疎通支援者の養成】 ・手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成を継続 15人/年	

施策分野4 防災、防犯、感染症対策の推進

○アンケート調査では、火事や地震などの災害時に一人で避難できると思うかについて、「できないと思う」の回答は障害のある人では約4割、障害のある子どもでは約7割となっています。また、火事や地震などの災害時、近所に助けてくれる人がいるかについては、「いい」「わからない」の回答が障害のある人では約6割、障害のある子どもでは約7割となっています。災害時に備え、地域との関係性を構築していく必要があります。

○一般市民向けアンケート調査では、障害者の避難所生活において、どのような配慮が必要か知っているかについて、「いいえ（知らない）」の回答が8割以上となっています。障害のある人に配慮した環境整備を進めるだけでなく、災害時における障害のある人への配慮について広く周知、啓発していく必要があります。

○障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進することが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)〈令和7年1月末時点〉 いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)〈令和7年1月末時点〉 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性 〈令和7年1月末時点〉 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①防災対策の推進	・当事者の意見を反映した避難所環境の確保 ・支援者向けサポートブックの活用 ・地域防災訓練の参加促進 ・地域BCPの推進 ・緊急通報サービスの周知 ・防災及び減災対策の支援	防災交通課 地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課 子育て支援課	【当事者の意見を反映した避難所環境の確保】 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、部会員所属事業所の当事者とともに避難所開設訓練に参加し、意見交換を行った。 ・避難所開設運営訓練参加者(相野山小学校区、竹の山小学校・北中学校区の地域住民)に対して災害時要援護者への配慮について、日進市障害者自立支援協議会権利擁護部会より啓発を実施。参加者：90人	・当事者より避難所で過ごす際の課題・意見を抽出できた。 ・災害時要援護者に対する配慮についての意識向上に寄与した。	・当事者より避難所で過ごす際の課題・意見を抽出できた。 ・日進市一斉防災訓練訓練参加者に対して災害時要援護者への配慮について、日進市障害者自立支援協議会権利擁護部会より啓発を実施。	【当事者の意見を反映した避難所環境の確保】 ・防災訓練参加者に対して災害時要援護者への配慮についての講話や避難所内での当事者模擬体験等を実施する。参加者：100人 ・医療的ケア児の保護者に対し、災害時要援護者地域支援制度を周知を継続する関係課と調整していく。	・災害時の避難生活における障害特性に応じた配慮についての理解が深まる ・災害時に専門職による支援が必要な要配慮者について把握できる ・障害のある人に配慮した環境整備。 ・地域住民が、災害時における障害者の方に必要な対応を学ぶことで、障害者の方が地域での安否確認や避難誘導をはじめ避難所運営を円滑かつ安心して受けられるようにする。 ・障害のある人に配慮した環境整備。
			【支援者向けサポートブックの活用】 ・障害特性に応じて要配慮者の避難生活を支援するため、避難所開設訓練の運営を行う地域住民や避難所開設訓練に参加する方に対し、サポートブックを配布を行った。	・災害時の避難所生活における障害特性に応じた配慮について理解を深めた。	・障害特性に応じて要配慮者の避難生活を支援するため、地域住民に対してサポートブックを配付し、特性に応じた配慮について理解を深めていく。	【支援者向けサポートブックの活用】 ・避難所における支援者向けのサポートブックの周知の継続。	
			【地域防災訓練の参加促進】 障害者自立支援協議会権利擁護部会において、部会員所属事業所の当事者とともに避難所開設訓練に参加し、意見交換を行った。	・当事者より避難所で過ごす際の課題・意見を抽出できた。	・当事者より避難所で過ごす際の課題・意見を抽出できた。	【地域防災訓練の参加促進】	
			【地域BCPの推進】 ・医療系のサービスを利用している人の災害時の安否確認等について、市内訪問看護ステーション事業所と意見交換を行った。	・医療系のサービスを提供する事業所における災害時BCPIについて情報を得ることができた。	・地域BCPの推進に向け、引き続き事業所との連携を継続していく。	【地域BCPの推進】 ・個別のケースから、地域BCPIについて検討する。	
			【緊急通報サービスの周知】 ・消防署と連携し、緊急通報NET119の説明会について広報周知を行った。 【防災及び減災対策の支援】 ・市内事業所に施設整備補助金の案内をした(年1回)。	・NET119についての広報周知を実施できた。 ・補助金制度を周知することで、施設整備を実施しやすい環境を作ることができた。	・消防署との連携を継続し、広報やしんしの福祉などを通じて必要な人に緊急通報サービスが周知できる体制を整えていく。 ・継続して案内をしていく必要がある。	【緊急通報サービスの周知】 ・消防署と連携し、緊急通報NET119の説明会案内や周知の継続。 【防災及び減災対策の支援】 ・市内事業所への施設整備補助金の案内を継続実施(年1回)。	
②防犯対策の推進	・関係機関と連携した防犯対策の啓発 ・消費生活トラブルの防止	防災交通課 市民協働課	【関係機関と連携した防犯対策の啓発】 ・老人クラブ(希望制)に対して、愛知警察署員による防犯講話、DVD鑑賞(各日1時間程度)を実施した。参加人数：約100人、計6回/年	【関係機関と連携した防犯対策の啓発】 ・防犯に対する意識の向上。	【関係機関と連携した防犯対策の啓発】 ・老人クラブ(希望制)に対して、愛知警察署員による防犯講話、DVD鑑賞(各日1時間程度)を実施する。	【関係機関と連携した防犯対策の啓発】 ・各老人クラブの希望に合わせて実施。	・各地域において防犯に関する関心を高め、また愛知警察署とのかかわりの中で、事件事故の未然防止は元より、「何かあっても相談しやすい」、「一人で抱え込まない」地域づくりを目指す。 ・消費生活センターを身近に感じてもらい、被害に遭ってからだけではなく被害に遭いかけている段階での相談を増やす。
			・老人クラブ(希望制)、民生委員に対して、消費生活相談員による消費トラブル講座(各日1時間程度)を実施した。参加人数：延べ297人、計14回/年	・講師の消費生活相談員へ質問が複数あり、消費生活への疑問を相談できる場となった。	・日進・東郷消費生活センターの知名度が上がらない。チラシや啓発品の配布で知名度を上げ、相談できる場所があることを認識してもらう。	【消費生活トラブルの防止】 ・各老人クラブの希望に合わせて実施。	
③感染症対策の推進	・感染症対策の支援	介護福祉課 子育て支援課	【感染症対策の支援】 ・市内事業所に施設整備補助金の案内をした(年1回)。	・補助金制度を周知することで、施設整備を実施しやすい環境を作ることができた。	・継続して案内をしていく必要がある。	【感染症対策の支援】 ・市内事業所への施設整備補助金の案内を継続実施(年1回)。 ・感染症対策の国庫当補助があった場合には、事業所の申請を補助する。	・障害のある人に配慮した環境整備。

施策分野5 保健・医療の推進

○本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。精神障害がある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健・医療等を適切に提供していく必要があります。

○障害のある人の高齢化が進んでおり、本市においては特に80代以上の身体障害者手帳所持者数が一貫して増加傾向にあります。高齢化による障害の重度化・重複化の予防に留意しつつ、地域医療体制等の充実を図っていく必要があります。

○障害のある人やその家族が身近な地域で必要な医療等を受けることができるよう、医療機関との連携強化が必要です。

○保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進していく必要があります。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)(令和7年1月末時点) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)(令和7年1月末時点) 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性(令和7年1月末時点) 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①保健・医療の充実等	・医療費助成制度の周知 ・関係機関との連携強化 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域福祉課 障害者福祉センター 保険年金課	【医療費助成制度の周知】 ・ホームページに医療費助成について掲載し、周知、広報を行った。 ・広報7月号にて障害者手帳の案内とともに、医療費助成について周知、広報を行った。 ・新規受給者や更新受給者に対し、案内チラシ等で周知、広報を行った。	・手帳担当課と連携することで、対象者へ効率よく周知を行い、福祉医療の手続きを案内することができた。	・引き続き、ホームページや広報への掲載、手帳新規受給者や更新受給者への案内を行い、制度の周知を行っていく。	【医療費助成制度の周知】 ・ホームページに医療費助成について掲載し、周知、広報を行う。 ・広報にて障害者手帳の案内とともに、医療費助成について周知、広報を行う。 ・新規受給者や更新受給者に対し、案内チラシで周知、広報を行う。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・案内周知を徹底することにより、福祉医療費助成対象の漏れをなくし、重症化前の適切な医療受診を促す。それにより、疾病等の早期予防・治療に繋げ、高齢化が進んでも健やかで安心した生活が送れるような環境作りを目指す。
			【関係機関との連携強化】 ・地域共生連携ネットワークへの障害福祉サービス事業所の登録を促した。登録事業所：19事業所 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの周知のため障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会にて作成した「にっしんココロの支援ガイドブック」を市役所窓口や障害者相談支援センター、公共施設等に配置した。 ・支援者向けの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての講演会を開催した。参加者数：62人 ・小中学校保護者向けアプリ「コードモン」を通じて、「にっしんココロの支援ガイドブック」の配信を行った。 ・にっしん市民まつり内健康福祉フェスティバルにて、「にっしんココロの支援ガイドブック」の配布・啓発を行い、冊子を知っていると答えた人は75人であった。参加者数：665人	・相談員等からの依頼により、地域共生連携ネットワーク(電子@連絡帳)への障害福祉サービス事業所の登録が増加した。	・引き続き、地域共生連携ネットワークへの障害福祉サービス事業所の登録を推進していく。	【関係機関との連携強化】 ・医療、福祉の関係事業所向けの地域共生連携ネットワークの登録促進に向けた働きかけを継続する。1回/年 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】 ・障害者自立支援協議会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議の場を設ける。1回/年 ・「にっしんココロの応援ガイドブック」の周知を継続する。	
②障害の原因となる疾病等の予防	・健康診査やがん検診の受診促進 ・糖尿病重症化予防 ・健康づくり、健康管理や疾病に関する啓発 ・介護予防事業の利用促進	地域福祉課 保険年金課 健康課	【健康診査やがん検診の受診促進】 ・40歳以上の人と節目年齢者へがん検診等受診券を送付した。(健康課発送分：34,904通、日進市国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者は保険年金課より発送) ・30代さわやか健診の対象者の一部へ受診券を送付した。(1,548通) ・30代さわやか健診と女性がん(乳がん・子宮がん)検診の受診券を一体化し、申込みを簡素化した。 ・節目成人歯周病健診の対象者へ受診案内通知を送付した。(13,685通) ・20歳・25歳の節目成人歯周病検診の案内に女性がん(乳がん・子宮がん)検診のチラシを同封した。(女性のみ)(910通) ・成人歯周病検診の受診券と問診票を一体化し、受診者の利便性を図った。 ・成人歯周病検診に加えてオーラルフレイル歯科口腔保健質問票と実測評価を実施した(50歳以上)660人 ・骨粗しょう症検診を実施した。546人 ・特定健診：40～74歳の日進市国保被保険者に対して、5月末に特定健診受診券を送付した(9,326通)。特定健診未受診者に対し8月、10月、11月に受診勧奨通知(ハガキ又はSMS)を送付。受診期間は6月～11月。また、7月・9月・12月に計9日間、保健センターにて集団特定健診を実施した。受診者4,020人(暫定)。 ・後期高齢者医療健診：75歳以上の被保険者に対して、5月末に後期高齢者医療健診受診券を送付した(11,397通)。受診期間は6月～11月。受診者4,034人(暫定)。	・がん検診は年代に合わせた受診勧奨を実施し、受診率を維持できた。 ・(特定健診)これまで受診経験がなかった人の受診、これまで不定期な受診であった人の連続受診、という点において受診率が昨年度に比べて高くなった。健診結果については、特定健診・後期高齢者医療健診ともに集計前であるため現段階では不明。	・その年代に応じた受診勧奨を行い、受診意欲の向上を図る。 ・特定健診：受診率は直近やや下落傾向。比較的受診率の高い70歳代が後期高齢者へ移行することに伴い今後受診率が低下していくことが懸念される。受診しやすい環境を整備していくとともに、受診勧奨には引き続き力を入れて取り組んでいく。 ・後期高齢者医療健診：受診率は直近やや下落傾向。対象者は毎年増加しているため重要性は増している。より良い受診環境を整備するとともに、受診勧奨の実施についても検討していく。	【健康診査やがん検診の受診促進】 ・健診・がん検診を受診しやすい体制を整備する。 ・40歳以上の人と節目年齢者へがん検診等受診券を送付する。 ・30代さわやか健診の対象者の一部へ受診券を送付する。 ・節目成人歯周病検診対象者へ受診案内通知を送付する。 ・特定健診：40～74歳のの人に対して、生活習慣病予防を目的とした集団健診を実施する。また市内指定医療機関にて個別健診を実施する。 ・後期高齢者医療健診：75歳以上の人に対して、市内指定医療機関にて個別健診を実施する。	・障害の原因となる生活習慣病等を予防するため、一人ひとりが健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むことができる。 ・糖尿病及び糖尿病性腎症重症化の早期把握・早期対応により糖尿病性腎症の重症化予防及び糖尿病性腎症からの人工透析患者割合の減少を目指す。 ・個々の健康状態を振り返る機会を設けることにより、行動変容へと導くきっかけとし、健康習慣を身に付けてもらいたい。 ・一般介護予防事業の参加者の増加。 ・疾病や要介護状態となるリスクの高い人に予防策を講じることにより、その発生防止や重症化予防を目指す。
			・糖尿病受診勧奨訪問：R6.9月、健診の結果、血糖値が医療機関への受診が必要な数値にもかかわらず、未治療である人に対して勧奨通知送付。より優先度が高い方に家庭訪問実施。訪問後レセプトにより受診確認を行った。16件通知、7件訪問。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業：R6.8月～R7.1月、糖尿病性腎症重症化予防段階の人に対して、専門看護師の指導のもと病気の特徴と予防方法について学ぶ機会を作り、行動変容確認を行った。指導終了1年後には、希望者にフォローアップ支援を行っている。また、かかりつけ医提出の診療データを基に効果測定を実施した。保健指導3人、フォローアップ支援1人。	・糖尿病受診勧奨訪問：受診勧奨により、16名中5名の医療機関受診を確認した。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業：6か月間の保健指導により、糖尿病性腎症重症化予防のために自身で管理する方法(セルフマネジメント技術)を習得し、生活の質(QOL)を高めることができた。	・糖尿病受診勧奨訪問：医療機関への受診が必要にも拘らず、何年も受診を希望しない人への対応が課題。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業：保健指導終了後も行動変容した状態を維持できるかが課題。	【糖尿病重症化予防】 ・糖尿病受診勧奨訪問：健診の結果、血糖値が医療機関への受診が必要な数値にもかかわらず、未治療である人に対して、勧奨通知・家庭訪問・レセプトによる受診確認を実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業：糖尿病性腎症重症化予防段階の人に対して、専門保健師・看護師の指導のもと病気の特徴と予防方法について学ぶ機会を作り、行動変容確認を行う。指導終了1年後には、希望者にフォローアップ支援を行う。また、かかりつけ医提出の診療データを基に効果測定を実施する。	
			・健康講演会を実施した。71人	・健康に関して市民に周知・啓発することができた。	・引き続き、周知啓発活動を実施する。	【健康づくり、健康管理や疾病に関する啓発】 ・健康づくりのための運動を継続的に取り組む市民が増えるよう、健康マイレージ事業の普及啓発を行う。	
			・65歳以上の高齢者を対象に、一般介護予防事業として運動、口腔、栄養機能向上や認知症をテーマとした講演会や教室を開催し、延べ3120人が参加した。 ・生活習慣病予防講演会：R7.1月、国民健康保険被保険者等に対し「生活習慣病と脳の健康」をテーマに講演会を実施した。参加者39名。	・高齢者を対象とした介護予防事業に参加した人が増加した。 ・生活習慣病予防講演会：参加者の生活習慣改善への意識を高めることができた。	・市全体や地域で実施する介護予防事業の継続。 ・生活習慣病予防講演会：健診受診者に対する参加率が20%を切っている。参加勧奨の方法と、より興味を引くような講演テーマを検討する。	【介護予防事業の利用促進】 ・保健事業と介護予防の一体的実施を通じて、高齢期の初期からフレイル予防の啓発を行い、生活機能の維持、重度化防止をはかる。 ・生活習慣病予防の周知・啓発の一環として生活習慣病予防講演会を実施する。 ・生活習慣病予防講演会：国民健康保険被保険者等に対し、生活習慣病重症化予防及びフレイル予防の目的で講演会を実施する。	

施策分野6 自立した生活の支援

○アンケート調査では、障害のある人が地域で生活するために必要な支援について、障害のある人では「生活費の負担が軽減されること」や「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」が、障害のある子どもでは「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」や「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が多く回答されています。また、障害福祉サービス事業所では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「相談対応などの充実」、「経済的な負担の軽減」が多く回答されています。年齢や障害の程度などによって異なるニーズに適切に対応しつつ、障害福祉サービスや生活支援の充実を推進し、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるようにすることが必要です。

○障害のある人の地域移行を推進し、障害のある人が必要ときに必要な場所、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、市民がお互いに人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることが求められます。

○障害のある人及び障害のある子どもが、基本的人権を持つ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように取り組んでいくことが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)(令和7年1月末時点) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)(令和7年1月末時点) 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性(令和7年1月末時点) 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①相談支援体制の充実	・相談支援事業所への支援 ・窓口等における障害特性に応じた対応 ・包括的な相談支援体制の構築 ・ピアサポートの推進 ・本人、家族の相談支援の充実	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課 子育て支援課	【相談支援事業所への支援】 ・相談支援専門員向けの研修等情報提供を地域共生連携ネットワークを通じて随時行った。	・地域共生連携ネットワーク内のプロジェクト機能を活用し、「にっしん障害ネット」として市からの研修等の案内を随時発信することができた。	・引き続き、地域共生連携ネットワークへの障害福祉サービス事業所の登録を推進していく。	【相談支援事業所への支援】 ・地域共生連携ネットワークを通じた研修等の案内の継続。 ・市内特定相談事業所の相談員も参加し、個別ケースの検討会を6回開催。	・地域共生連携ネットワークを活用した支援連携(患者情報数)の増加。 ・障害福祉サービスの質の向上。
			【窓口等における障害特性に応じた対応】 ・基幹相談支援センター相談員を14人(常勤11人、非常勤3人)配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談件数：9,259件	・障害福祉の総合相談窓口として、窓口等における障害特性に応じた対応を実施した。	・引き続き、基幹相談支援センター相談員を配置して総合相談を実施する。	【窓口等における障害特性に応じた対応】 ・基幹相談支援センター相談員を14人名配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談目標件数：12,000件	
			【包括的な相談支援体制の構築】 ・基幹相談支援センター相談員を14人(常勤11人、非常勤3人)配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談件数：9,259件 ・市内特定相談事業所の相談員も参加し、個別ケースの検討会を4回開催。	・障害福祉の総合相談窓口として、生活の困りごとや課題の解決に向けて相談や助言を行い、安心して生活できるよう体制を整備した。	・引き続き、基幹相談支援センター相談員を配置して総合相談を実施する。	【包括的な相談支援体制の構築】 ・基幹相談支援センター相談員を14人名配置し、電話やメール、来所による相談受付のほか、訪問・巡回等多様な手法による総合相談を実施。基幹相談支援センター相談目標件数：12,000件	
			【ピアサポートの推進】 ・肢体不自由ママ・パパのためのピアサポート「しゃべり場」を隔月1回実施。	・地域で生活する肢体不自由の方の育児や生活の困りごとを伺い、相談や助言を行った。	・当事者主体の支援を実施できるよう体制を整えていく。	【ピアサポートの推進】 ・肢体不自由ママ・パパのためのピアサポート「しゃべり場」を隔月1回実施。参加目標人数：延べ20人 ・談話会の継続。	
			【本人、家族の相談支援の充実】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者向け学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。参加人数：161名	・障害がある(と思われる)お子さんの保護者に向けて、障害福祉サービスの情報を提供することができた。	・引き続き、障害者自立支援協議会就労部会で障害福祉サービス説明会を実施する。	【本人、家族の相談支援の充実】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者を対象に、学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。参加目標人数：120名	
②在宅サービス等の充実	・障害福祉サービスの充実、利用の適正化 ・地域生活支援事業の充実 ・市独自サービスの継続	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課 子育て支援課	【障害福祉サービスの充実、利用の適正化】 ・審査会に諮る等によりサービス利用の適正化を図った(審査会12回開催)。	・サービス利用の適正化を図ることができた。	・サービス利用量が増加している中で、引き続き適正化に努めることが必要。	【障害福祉サービスの充実、利用の適正化】 ・障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会として、事業所や相談員等の支援者を対象にネットワーク勉強会を年1回実施。参加目標人数：100人	・在宅サービス等の充実。 ・発達に気になる子どもの保護者が、互いに支えあうことができる。
			【地域生活支援事業の充実】 ・必須事業に加え、任意事業を継続実施した(介護福祉課12事業)。	・各事業を継続実施することにより、サービス利用のニーズに対応する体制を確保できた。	・各事業を継続実施することが必要。	【地域生活支援事業の充実】 ・障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会として、事業所や相談員等の支援者を対象にネットワーク勉強会を年1回実施。参加目標人数：100人	
			【市独自サービスの継続】 ・タクシー料金助成等の事業を継続実施した。 ・タクシー助成利用7,518件、リフト付きタクシー助成利用361件。	・より円滑に日常生活を送れるようにすることができた。また、障害者の外出の支援をすることができた。	・事業の継続実施。	【市独自サービスの継続】 ・日常生活用具の給付やタクシー料金助成等の事業の継続実施。	

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)(令和7年1月末時点) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)(令和7年1月末時点) 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性 (令和7年1月末時点) 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
③障害のある子どもに対する支援の充実	・子ども発達支援センター(児童発達支援センター)の機能の充実 ・ライフステージに沿った切れ目のない支援 ・インクルージョンの推進 ・家族支援 ・特別な支援が必要な障害児の支援	障害者福祉センター 子育て支援課 こども課 健康課 学校教育課	【子ども発達支援センター(児童発達支援センター)の機能の充実】 ・子ども発達支援センター職員配置状況 相談員：7人(常勤5人、非常勤2人)、作業療法士：1人(常勤)、理学療法士：1人(非常勤)、言語聴覚士：1人(非常勤)、看護師：1人(常勤) 【ライフステージに沿った切れ目のない支援】 ・児童福祉と母子保健の両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を確保した。 ・早期療育支援として健診事後教室(ちびっ子教室)を月1回4グループに実施。参加者：延べ342人(実140人) ・ことばの相談を年間29回実施。相談者49人 ・聴覚異常の早期発見のため、新生児聴覚検査の費用助成を実施。助成人数：636人	・専門職の配置による専門性の確保。 ・健診事後教室等を通して発達支援や保護者への助言を行い、継続的な支援が必要な児を早期療育へつなげることができた。また、保護者に寄り添い、各関係機関と連携をとりながら相談支援を行うことで、不安の解消に努めた。	・子ども発達支援センターへの職員配置 相談員：7人(常勤5人、非常勤2人)、作業療法士：1人(常勤)、理学療法士：1人(非常勤)、言語聴覚士：1人(非常勤)、看護師：1人(常勤) ・引き続き、相談支援体制を確保し、各種事業を実施していく。	【子ども発達支援センター(児童発達支援センター)の機能の充実】 ・子ども発達支援センター職員配置状況 相談員：7人(常勤6人、非常勤1人)、作業療法士：1人(常勤)、理学療法士：1人(非常勤)、言語聴覚士：1人(非常勤)、看護師：1人(常勤) 【ライフステージに沿った切れ目のない支援】 ・こども家庭センターにおける相談支援体制を整備し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を確立する。早期療育支援として健診事後教室(ちびっ子教室)を実施。ことばの相談を実施。 聴覚異常の早期発見のための、新生児聴覚検査の費用助成を実施。	・市内の保育園、小規模事業所、認可外施設が、利用を希望する支援が必要なお子さんをすべて受け入れられるようになる。 ・乳幼児健診や相談事業を通して障害の早期発見に努め、子ども発達支援センターや保健センター、こども家庭センター等の関係機関と連携し、早期療育を目指す。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を整備することで、不安を解消し安心して子育てができる。 ・障害の有無に関わらず、子どもとして成長していく機会が確保されている。 ・保育園の利用を申し込むすべての医療的ケア児について、申込年度内に100%受け入れることを目指す。
			【インクルージョンの推進】 ・毎月、市内の保育園、小規模事業所、認可外施設に対し、指導保育士経験者等の支援員が訪問して支援が必要なお子さんの保育内容等のアドバイスを行う巡回支援を、延べ295回実施した。	・公私の保育について、定期的な巡回支援により各園に対してアドバイスを実施することで、事業目的である保育施設の円滑な運営と保育の質の向上を図り、支援が必要なお子さんの成長に寄与することができた。	・市内の保育園、小規模事業所、認可外施設において、支援が必要なお子さんを受け入れるための保育士の確保が課題である。	【インクルージョンの推進】 ・毎月、市内の保育園、小規模事業所、認可外施設に対し、支援が必要なお子さんの保育内容等のアドバイスを行う巡回支援を、延べ250回実施する。	
			【家族支援】 ・子ども発達支援センターにおいて、親子通園事業を81回実施。実利用人数：20組。定員12名実施。 ・子ども発達支援センターにおいて、保護者談話会を9回開催。参加人数90人。 ・子ども発達支援センターにおいて、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングを20回実施。参加人数：147人 ・巡回相談 94回 ・医療的ケア児学校等訪問看護事業 利用者1名 ・医療的ケア児学校等訪問看護事業 利用者1名	・早期療育、保護者の悩みの解消・情報交換等の支援により、安心して地域で日常生活、社会生活を営むことができた。 ・当該児童が学校に通うことを可能にし、障害児童の健やかな成長を図るとともに、保護者の負担軽減をすることができた。 ・当該児童が学校に通うことを可能にし、障害児童の健やかな成長を図るとともに、保護者の負担軽減をすることができた。	・子ども発達支援センターにおいて、親子通園事業の実施。 ・子ども発達支援センターにおいて、保護者談話会の開催。 ・子ども発達支援センターにおいて、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施。 ・巡回相談の実施。 ・医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切な支援を行う。	【家族支援】 ・子ども発達支援センターにおいて、親子通園事業を実施。実施目標回数：96回 ・子ども発達支援センターにおいて、保護者談話会を11回開催。参加目標人数：200人 ・子ども発達支援センターにおいて、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングを24回実施。参加目標人数：220人 ・自立支援協議会子ども部会、巡回相談、ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム、医療的ケア児学校等訪問看護事業の継続。	
			【特別な支援が必要な障害児の支援】 ・令和6年4月から、日進市立新う田保育園の利用を開始した医療的ケア児に対し、看護師による医療的ケアを実施している。	・市内保育施設等で初めて医療的ケア児の受入を開始した。	・保育園で医療的ケアを行う看護師の確保が課題である。	【特別な支援が必要な障害児の支援】 ・保育園の利用申込を受けたすべての医療的ケア児について、申込年度内に保育園での受け入れを開始する。	
④障害福祉サービスの質の向上、障害福祉を支える人材の育成・確保	・障害福祉を支える人材の確保 ・人材育成の取組 ・ハラスメント対策	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【障害福祉を支える人材の確保】 ・サービス事業者に自立支援協議会委員として会議に参加してもらった(会議3回)。 【人材育成の取組】 ・市内サービス提供事業者に向け、愛知県等が実施する研修等情報提供を地域共生連携ネットワークを通じて随時行った。 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、権利擁護部会と市内社会福祉法人4法人共催で、障害者支援施設職員を対象に障害者虐待防止に関する勉強会を実施R6.12.21 ・発達障害の理解に関する勉強会を実施。R6.10.1 ・サービス事業者に自立支援協議会委員として会議に参加してもらった(会議3回)。	・現場の立場から様々な意見をいただくことができた。 ・地域共生連携ネットワーク内のプロジェクト機能を活用し、「にっしん障害ネット」として市からの研修等の案内を随時発信することができた。 ・障害者自立支援協議会ケアマネジメント部会内で、愛知県の主催する地域移行に関する研修を受講した。 ・障害福祉を支える人材の障害特性の理解、知識・理解の向上。 ・現場の立場から様々な意見をいただくことができた。。	・サービス事業者は多忙なため、委員の確保が課題。 ・障害者自立支援協議会専門部会での課題抽出から、必要な研修開催について検討するとともに県や他団体の主催する研修案内を継続していく。 ・権利擁護部会において、4法人と共催で虐待防止勉強会を実施していくが、参加する事業所の偏りがあるため、多くの事業所に参加してもらえるように周知していく。 ・サービス事業者は多忙なため、委員の確保が課題。	【障害福祉を支える人材の確保】 ・サービス事業者に自立支援協議会委員として会議に参加してもらう。 【人材育成の取組】 ・市、障害者福祉センター、または障害者自立支援協議会専門部会主催の市内障害福祉サービス提供事業者を対象とした研修、講演会等の実施を継続する。3回/年 ・地域共生連携ネットワークを通じた他研修等の案内の継続	・障害福祉を支える人材の確保。 ・市等が主催する支援者向け研修参加者の増加
			【ハラスメント対策】 ・市内サービス提供事業者に向け、愛知県等が実施する研修等情報提供を地域共生連携ネットワークを通じて随時行った。 ・障害者自立支援協議会権利擁護部会において、権利擁護部会と市内社会福祉法人4法人共催で、障害者虐待防止に関する勉強会を実施R6.12.21	・市内サービス提供事業者に向けた研修案内等の情報提供を地域共生連携ネットワークを通じて随時行うことができた。 ・障害福祉を支える人材の障害特性の理解、知識・理解の向上。	・障害者自立支援協議会専門部会内での事業所間の情報共有や、事業所職員を対象とした研修開催について検討していく。 ・権利擁護部会において、4法人と共催で虐待防止勉強会を実施していくが、参加する事業所の偏りがあるため、多くの事業所に参加してもらえるように周知していく。	【ハラスメント対策】 ・市、障害者福祉センター、または障害者自立支援協議会専門部会主催の市内障害福祉サービス提供事業者を対象とした研修、講演会等の実施を継続する。3回/年 ・地域共生連携ネットワークを通じた他研修等の案内の継続	

施策分野7 教育の振興

○障害のある子ども向けアンケート調査では、学校に求めることとして、「一人ひとりに合わせた学習指導が受けられること」、「先生の配慮や理解」、「生徒の配慮や理解」が多く回答されています。障害の程度や状況は一人ひとり異なるため、子どもの状態に応じた学習指導方法を構築できるようにしていくことに加え、教員や他の児童生徒に対しても障害に対する理解促進を図り、障害のある子どもが安心して学校等で学ぶことができるように環境整備や合理的配慮の提供に努めていくことが必要です。

○また、高等学校・高等部卒業後の日中の過ごし方として「短大・大学・専門学校などに通いたい」が4割程度回答されています。幼児教育から大学教育までの一貫した教育支援を行うとともに、学校卒業後も多様な学びの機会を提供し、生涯にわたる多様な学習機会の充実を図ることが必要です。

○障害のある人が、学校卒業後も含め、一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進することが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)〈令和7年1月末時点〉 いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)〈令和7年1月末時点〉 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性 〈令和7年1月末時点〉 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	・福祉と教育の連携強化 ・専門員の充実 ・児童・生徒のメンタルケア ・個別支援体制の充実 ・学校卒業後の進路選択支援	地域福祉課 障害者福祉センター 学校教育課 社会福祉協議会	【福祉と教育の連携強化】 ・障害者自立支援協議会子ども部会において、特別支援コーディネーター研修に協力。(年1回) ・日進市内全小・中・高等学校(16校)を福祉協力校として指定している。 ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に拠点校配置するのに加えて、教育委員会にも配置し、引き続きこども家庭室との連携を図った。(全5名) ・教育委員会にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名を配置し、福祉部門、関係機関との連携を進め、相談体制を強化した。	・各校に応じた活動(募金活動、福祉実践教室の開催等)を展開し、理解促進を図った。 ・教育委員会にスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置したことにより、関係機関、福祉部門との情報共有を円滑に行うことができるようになり、連携を強化することができた。	・障害者自立支援協議会子ども部会において、特別支援コーディネーター研修に協力し、福祉と教育の連携強化を図る。 ・学校との連携を継続し、児童・生徒の障害の理解促進を図る。 ・児童生徒、保護者、教員を支援するため、関係機関、福祉部門、こども家庭室との連携をより一層強化していく必要がある。	【福祉と教育の連携強化】 ・障害者自立支援協議会子ども部会において、特別支援コーディネーター研修に協力する。 ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理相談事業の委託により、様々な困難を抱える児童・生徒の支援を行う。 ・継続して福祉協力校の指定する。	・福祉的就労説明会への参加者の満足度向上 ・就学前に就学に係る支援を行う就学相談や、福祉と教育の連携強化、各学校での専門員、相談員の配置、個別の支援体制の計画作成といった、特別支援教育の充実を図り、障害の有無に関わらずすべての子供たちが一緒に学び育つことを目指す。
			【専門員の充実】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を2回実施した。(R6.8.23.R6.9.3) ・小中学校に特別支援学級の担任の補助をする特別支援学級講師、児童生徒の介助を行う学級支援介助員を配置し、特別支援教育の充実を図った。 特別支援学級講師配置状況 小学校:11人 中学校:5人 学級支援介助員配置状況 小学校:30人 中学校:3人	・特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、教員が発達障害を持つ児童生徒の具体的な支援方法について学ぶ機会を設けることができた。 ・小中学校に特別支援学級の担任の補助をする特別支援学級講師、児童生徒の介助に必要な人員を配置し、特別支援学級における学校生活や学習の充実を図ることができた。	・特別支援学級の児童生徒へきめ細やかな対応を行うため、引き続き、特別支援学級講師や学級支援介助員など、必要な人材を確保し、適切に配置する必要がある。	【専門員の充実】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。(年2回)	
			【児童・生徒のメンタルケア】 ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理相談事業の委託により、様々な困難を抱える児童・生徒の支援を行った。 ・心の教室相談員を分校を含む中学校5校に配置。 ・スクールカウンセラーを市内小中学校に配置(小学校3名、中学校5名)。 ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に拠点校配置するのに加えて、教育委員会にも配置し、引き続きこども家庭室との連携を図った。(全5名)。 ・教育委員会にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー1名を配置し、福祉部門、関係機関との連携を進め、相談体制を強化した。	・スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、外部の相談機関と連携した相談体制を継続した。 ・また、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置したことにより、こども家庭室との連携強化につながっている。 ・要保護児童対策地域協議会などで情報を共有し、各事例に対し連携して対応することができた。	・学校教育課に配置したスクールソーシャルワーカーを有効に活用し、より効果的な支援につなげていく必要がある。また、スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図り、専門性の高い人材を継続的に雇用する必要がある。 ・相談体制をより一層充実させるため、こども家庭室をはじめ、各機関との連携を継続する。	【児童・生徒のメンタルケア】 ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理相談事業の委託により、様々な困難を抱える児童・生徒の支援を行う。 心の教室相談員を分校を含む中学校5校に配置の継続。 スクールカウンセラーを市内小中学校に配置(小学校3名、中学校5名) し、スクールソーシャルワーカーを教育委員会と各中学校区に拠点校配置の継続。 臨床心理相談事業実施。(相談に応じて行う) ・就学前の保護者からの相談に応じて、特別支援員が就学前の児童に対し、就学相談を学校教育課窓口及び就学予定の小中学校で実施する。	
			【個別支援体制の充実】 ・特別支援学級に在籍する児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とした。通級による指導が行われている児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とした。	・個別の支援計画の作成により、個々の状況に寄り添った対応が可能となり、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援体制の充実につなげることができた。	・特別支援学級の児童生徒へきめ細やかな対応を行うため、引き続き、特別支援学級講師や学級支援介助員など、必要な人材を確保し、適切に配置する必要がある。	【個別支援体制の充実】 ・その時の学校の状況に応じて、小中学校に特別支援学級の担任の補助をする特別支援学級補助を適切な人数を配置し、特別支援教育の充実を図る。 ・継続して、特別支援学級在籍児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とする。また、通級による指導が行われている児童生徒の個別的教育支援計画作成率を100%とする。	
			【学校卒業後の進路選択支援】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者向け学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。 参加人数:161名 ・特別支援教育指導員が就学前の児童に対し、就学相談を学校教育課窓口及び就学予定の小中学校で実施した。(85件)	・障害がある(と思われる)お子さんの保護者の将来就労に必要な力、福祉サービスの利用手続き等の理解が深まった。 ・特別支援教育指導員を正規職員として配置することで、就学前相談をより充実させ、幼稚園・保育所等と小学校の間の連携強化を進めることができた。	・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者向け学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。 ・就学前の児童生徒、保護者の不安を解消するため、引き続き、就学相談を実施していく。	【学校卒業後の進路選択支援】 ・福祉的就労説明会の開催 1回/年	

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)〈令和7年1月末時点〉	成果(R6)〈令和7年1月末時点〉	課題(R6)及び令和7年度の方 向性 〈令和7年1月末時点〉	具体的施策の目標(R11)	施策について計画期間で目指す姿(R11)
			いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
②教育環境の整備	・福祉実践教室の充実 ・当事者や団体との連携 ・学校・教員等への研修 ・大学との連携	市民協働課 地域福祉課 社会福祉協議会 障害者福祉センター 学校教育課	・(R6.9末現在)福祉実践教室を市内8校延べ11回開催。参加児童・生徒数は延べ1,228名。	・市内ほぼ全ての小・中・高等学校において福祉実践教室を開催でき、児童生徒が障害当事者や支援ボランティア(講師)から支援の方法を学び、交流ができた。 ・一方で障害当事者や支援ボランティアも当事業に講師として参加していただくことで、地域における活躍の機会となり生きがいづくりにつながった。	・左記の成果を意識し事業を継続していく。近年、当事業に「ICTを活用した支援」をメニューに加えるなどしたように、その時々々にマッチした提案を行っていく。	【福祉実践教室の充実】 ・福祉実践教室を各学校と協働で開催し、児童生徒に参加していただく。	・障害のある人向けのアンケートにおいて、差別解消に関する満足度の向上 ・学校や教員、児童に対して、障害者差別解消に関する説明する場や機会を設け、障害について理解していくことを目指す。 ・福祉協力校の指定および福祉実践教室を通して、児童生徒が障害がある方々やその支援者と出会い、支援技術を学ぶだけでなく、地域で共に生きる心を養う機会をしていきたい。 ・子どもたちが学ぶ機会であると同時に、障害がある方々やその支援者(各種ボランティア)が思いや支援方法を伝える役割を担っていただく機会(地域における活躍の機会)と位置付ける。 ・障害のあるなしに関わらず、将来ボランティア(福祉実践教室等)の講師をしてもらえるよう養成する。 ・将来の担い手、やりがいにつなげる。 ・大学の特色を活かした提案型連携協働事業を実施
			【当事者や団体との連携】 ・伸びゆく子教育作品展を開催した。(R7.1.23～R7.1.30)	・市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の作品を展示する機会を設け、創作意欲を高めることができた。	・特別支援学級に在籍する児童生徒の活動のより一層の充実のため、引き続き支援していく。	【当事者や団体との連携】 ・伸びゆく子教育作品展を開催する。(年1回)	
			【学校・教員等への研修】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施した。。(R6.8.23.R6.9.3) ・各学校で、児童生徒に向けて障害者差別解消に関する説明を実施した。	・特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、教員が発達障害を持つ児童生徒の具体的な支援方法について学ぶ機会を設けることができた。	・引き続き、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援のあり方を学ぶ機会を設け、教員の理解を促す。 ・児童生徒の障害に対する理解を促すため、学校における活動の様々な場面で、障害者差別解消について伝えていく。	【学校・教員等への研修】 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。(年2回) ・各学校で、児童生徒に向けて障害者差別解消に関する説明を実施する。	
			【大学との連携】 ・市内3大学との大学連携事業を通じ、12月の障害者週間に合わせて障害理解啓発を目的としたイベントを市内のショッピングモールで開催、バリアフリーをテーマとしたシンポジウムや特別支援教育をテーマとしたワークショップを行った。参加人数:96人 ・大学と協働して、障害のある子が地域の子ども達と交流を図るとともに、夏休みの思い出作りができるよう、チャレンジ夏祭りを開催。R6.9.7 ・子ども発達支援センターにおいて、大学生の実習を受入れた。 受入れ実績:175人	・大学主体の障害理解啓発事業を実施することができた。また、公共施設以外の場での啓発事業開催により、市主催イベント参加者とは異なる層へのアプローチができた。 ・大学生と協働で事業を実施したことにより、大学生の障害理解が深まった。 ・大学生の学びの機会を提供した。	・障害者自立支援協議会専門部会における取組や障害理解の啓発事業に参画してもらえるよう大学との連携を継続していく。 ・大学と協働で事業を行うことにより、理解促進を深めていく。 ・大学生の実習を受入れ、学びの機会を提供する。	【大学との連携】 ・大学や障害者自立支援協議会専門部会との連携を通じ、障害理解の啓発を継続する。1回/年。 ・提案型大学連携協働事業を継続実施する ・大学と協働して、障害のある子が地域の子ども達と交流を図るとともに、夏提案型大学連携協働事業を継続実施する休みの思い出作りができるよう、チャレンジ夏祭りを年1回開催。 ・子ども発達支援センターにおいて、大学生の実習、ボランティアの受入れ。	

施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援

○本市の就労系サービスのうち、特に就労継続支援B型の利用者は一貫して増加傾向にあり、ニーズが高いことが伺えます。サービス事業所との連携推進を図りながら、引き続き就労系サービスの提供を充実していく必要があります。

○アンケート調査では、障害のある人が就労する上で必要な支援について、障害のある人、障害のある子ども、障害福祉サービス事業所いずれも「職場の障害への理解」が最も多く回答されています。障害のある人の回答では、職場での合理的配慮を受けた経験がある人がいる一方で、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」と回答した人の3割程度が「職場」と回答しており、職場による差が大きいたことが伺えます。障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、企業に対して障害への理解促進を図る取組を進める必要があります。

○働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保することが必要です。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)(令和7年1月末時点) いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)(令和7年1月末時点) 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方 向性(令和7年1月末時点) 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
① 総合的な就労支援	・総合的な就労支援 ・就労支援事業所への支援 ・就労部会や関係機関の連携 ・くらしサポート窓口との連携	地域福祉課 介護福祉課	【総合的な就労支援】 ・障害者福祉センター内において就労や生活、社会参加に関する相談を受けるコーディネーターを配置し、他分野との連携も意識しながら支援を実施した。	・就労・生活総合支援コーディネーターによる、就労面や生活面での総合的な支援を実施することができた。	・障害のある人への就労や生活面の総合的な支援に加えて、分野にとらわれず社会参加につながるような支援ができるような体制づくりをしていく。	【総合的な就労支援】 ・就労・生活総合支援コーディネーターの配置の継続	・就労・生活総合支援コーディネーターによる一般就労者数の増加 ・総合的な就労支援。
			【感染症対策の支援】 ・市内事業所に施設整備補助金の案内をした(年1回)。	・補助金制度を周知することで、施設整備を実施しやすい環境を作ることができた。	・継続して案内をしていく必要がある。	【就労支援事業所への支援】 ・市内事業所への施設整備補助金の案内を継続実施(年1回)。	
			【就労部会や関係機関の連携】 ・障害者自立支援協議会就労部会では、就労系サービス事業所や市内商工関係者等に部会員としての参加を依頼し障害のある人の就労について意見交換を行った。	・障害者自立支援協議会就労部会において、様々な立場の関係者により障害のある人の就労について意見交換を行うことができた。	・障害者自立支援協議会就労部会において、課題抽出と課題解決に向けた取組を推進していく。	【就労部会や関係機関の連携】 ・障害者自立支援協議会就労部会において、当事者や事業所から課題抽出及び解決に向けた取組を継続する。	
			【くらしサポート窓口との連携】 ・地域福祉課内(くらしサポート窓口)に3名の相談員を配置し、連携を図った。	・障害が疑われる方が適切な支援を受けられる体制を整えることができた。	・連携を継続していく。	【くらしサポート窓口との連携】 地域福祉課内に3名の相談員を配置(くらしサポート窓口)し、地域福祉課のみならず、関係各課との連携を強化する。	
② 障害者雇用の促進	・障害者雇用に関する制度や助成の周知 ・地元雇用の促進及び普及啓発	地域福祉課 障害者福祉センター 産業振興課	【障害者雇用に関する制度や助成の周知】 ・重層的支援体制整備＜社会参加支援事業＞を実施し、社会参加の一環として就労に関する総合的な支援を実施。 相談・支援件数：357件	・専門職による就労に関する総合的な支援により、障害者雇用ができた人が増加した。	・専門職による就労に関する総合的な支援の継続。	【障害者雇用に関する制度や助成の周知】 ・障害理解の啓発を継続し、職場における障害理解の推進をはかる。 ・就労・生活支援コーディネーターを配置し、就労に関する総合的な支援を実施。支援目標件数：400件	・障害のある人向けのアンケートにおいて、差別解消に関する満足度の向上
			【地元雇用の促進及び普及啓発】 ・商工会と障害者就労移行事業所やハローワークに対し障害者自立支援協議会や専門部会への参画を依頼し交流を促した。	・部会等の会議における関係者の定期的な交流が実施できた。	・地元での雇用についての情報共有や意見交換を部会等の場で継続していく。	【地元雇用の促進及び普及啓発】 ・地元雇用を促進するために、商工会と障害者就労移行事業所やハローワークとの交流を促進し、障害への理解を深め、雇用を支援を行う。	
③ 障害特性に応じた就労支援	・施設外就労支援事業の充実 ・優先調達に関する啓発 ・多様な就労等に関する支援	地域福祉課 障害者福祉センター 介護福祉課	【施設外就労支援事業の充実】 ・市内就労支援事業所に委託し、施設外就労支援事業(にっしん版チャレンジ雇用)を継続実施した。	・庁内、市関係施設(公共施設、小中学校)から作業依頼があり、施設外就労支援事業を実施できた。	・引き続き施設外就労支援事業の周知を行い、作業依頼元となる部署を増やしていく。	【施設外就労支援事業の充実】 ・施設外就労支援事業の継続 230日/年	・施設外就労支援事業の継続実施及び作業依頼部署の増加 ・市役所における優先調達実績額の増加 3,000,000円 ・障害特性に応じた就労支援。
			【優先調達に関する啓発】 ・障害者就労施設等から調達できる物品やサービスをまとめた冊子を更新し、ホームページや市役所窓口、市内公共施設などで配布した。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、庁内及び指定管理者等へ周知した。	・障害者就労施設等から調達できる物品やサービスをまとめた冊子を更新した。障害者自立支援協議会就労部会において、冊子の見直しについて検討できた。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、庁内及び指定管理者等への周知を継続実施できた。	・調達できる物品やサービスをまとめた冊子の更新や見直しについて、障害者自立支援協議会就労部会で検討を進める。 ・調達方針について庁内及び指定管理者等への周知を継続していく。	【優先調達に関する啓発】 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の周知を継続する ・市内障害者就労施設等から調達できる物品・作業カタログの更新 1回/年	
			【多様な就労等に関する支援】 ・重層的支援体制整備＜社会参加支援事業＞を実施し、社会参加の一環として就労に関する総合的な支援を実施。 相談・支援件数：357件 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者向け学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。 参加人数：161名	・専門職による就労に関する総合的な支援により、障害者雇用ができた人が増加。 ・障害がある(と思われる)お子さんの保護者の将来就労に必要な力、福祉サービスの利用手続き等の理解が深まった。	・就労に必要な能力等、幼少期から将来を見据えた支援を福祉、教育、家庭で一貫した支援をしていくことの必要性の理解啓発。	【多様な就労等に関する支援】 ・障害福祉サービス給付による就労の支援を継続実施(年1回)。 ・就労・生活支援コーディネーターを配置し、就労に関する総合的な支援を実施。支援目標件数：400件 ・障害者自立支援協議会就労部会において、障害がある(と思われる)お子さんの保護者を対象に、学校卒業後の進路を考えるための障害福祉サービス説明会を実施。参加目標人数：120名	

施策分野9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進

○本市では、障害のある人たちが地域の人たちと交流できる機会を増やし、障害のある人の社会参加を進めていくため、障害のある人とともに行うことができるスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への助成を行っています。障害のある人の生活を豊かにし、自立と社会参加の促進を図るため、引き続きスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等の充実に向けた支援や社会環境の整備を進めていく必要があります。

○共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくとともに、2026年にはアジアパラ競技大会が愛知県で開催されることから、これを契機とした地域における障害者スポーツの一層の普及に努めることが求められます。

施策の方向性	具体的施策	担当課等	具体的施策の実績(R6)〈令和7年1月末時点〉 いつ、誰に対して、何を、何回行った・何人参加した・何通送った 等	成果(R6)〈令和7年1月末時点〉 個別事業を実施したことによる変化 例：意識が変わった(事後アンケートの結果)、健診結果の向上、認定率 等	課題(R6)及び令和7年度の方向性 〈令和7年1月末時点〉 基本目標や具体的施策を意識した上での課題点	具体的施策の目標(R11) いつ、誰に対して、何を、何回行う・何人参加してもらう・何通送る 等	施策について計画期間で目指す姿(R11) 個別事業を通じて何を実現したいか、変化させたいか 等
①文化・芸術活動の推進	・文化活動の情報提供 ・団体等に対するイベント開催支援	地域福祉課 障害者福祉センター 市民協働課 学び支援課	【文化活動の情報提供】 ・各種イベント等の情報について、広報につしんへの掲載、生涯学習情報誌の各戸配布、公共施設へのチラシ配置により、広く市民へ情報提供と広報活動を行った。	【文化活動の情報提供】 ・各種イベント等を効果的に周知することができ、文化芸術活動の促進につながった。	【文化活動の情報提供】 ・引き続き文化芸術事業の情報発信に努め、参加者増を図る	【文化活動の情報提供】 ・障害のある方を含め、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できるよう、広く市民に情報提供を行う。	・市補助により実施された文化活動事業における参加者数の増加。 ・文化芸術活動について、誰でも情報を簡単に得られるような周知活動を行う。 ・市民活動団体が活動しやすい環境を提供する
			【団体等に対するイベント開催支援】 ・にぎわい交流館奨励事業として、各公共施設に各団体のイベントチラシを配架した。	・公共施設にチラシを配架することにより、多くの市民に団体の活動を知ってもらう機会を創出することができた。	・引き続き、にぎわい交流館奨励事業を実施	【団体等に対するイベント開催支援】 ・障害のある人や子どもが地域の人たちと交流し社会参加する機会を継続して創出する。6団体/年 ・各団体から奨励事業の申請があれば随時対応する。	
②視覚障害者等の読書環境の整備	・視覚障害者等の読書環境の整備	図書館	【視覚障害者等の読書環境の整備】 ・図書館の障害者サービスを登録している利用者のうち希望する方へ録音図書及び点字図書を郵送で貸出した。 ■録音図書(5回)、点字図書(42回) ・市内公立小学校による見学時に点字図書及び録音室の紹介をした。	・図書館に来館することが難しい方に読書の機会を提供できた。 ・図書館が行っているアクセシビリティを向上させるサービスを周知できた。	・視覚に障害のある方は言うまでもなく、様々な理由で本を読むことが難しい方が自由に読書できるよう、アクセシビリティに優れた電子図書館を導入したい。	【視覚障害者等の読書環境の整備】 ・アクセシビリティに優れた電子図書館を導入し、読み上げ機能つきのコンテンツを利用者へ提供する。	・誰もが図書館の資料にアクセスでき、読書の楽しさを享受できる環境にする。
③スポーツ・レクリエーション活動の推進	・スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供 ・団体等に対するイベント開催支援	地域福祉課 障害者福祉センター 市民協働課 学び支援課	【スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供】 ・各種イベント等の情報について、広報につしんへの掲載、生涯学習情報誌の各戸配布、公共施設へのチラシ配置により、広く市民へ情報提供と広報活動を行った。(学び支援課分)	【スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供】 ・各種イベント等を効果的に周知することができ、スポーツ活動の促進につながった(学び支援課分)	【スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供】 ・引き続きスポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報発信に努め、参加者増を図る	【スポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の情報提供】 ・障害者スポーツ大会の各種大会への参加に関する情報提供の継続 ・障害のある方を含め、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション教室等に参加できるよう、広く市民に情報提供を行う。	・市補助により実施されたレクリエーション活動事業における参加者数の増加 ・スポーツ・レクリエーション活動について、誰でも情報を簡単に得られるような周知活動を行う。 ・市民活動団体が活動しやすい環境を提供する
			【団体等に対するイベント開催支援】 ・にぎわい交流館奨励事業として、各公共施設に各団体のイベントチラシを配架した。	・公共施設にチラシを配架することにより、多くの市民に団体の活動を知ってもらう機会を創出することができた。	・引き続き、にぎわい交流館奨励事業を実施	【団体等に対するイベント開催支援】 ・障害のある人や子どもが地域の人たちと交流し社会参加する機会を継続して創出する。6団体/年 ・各団体から奨励事業の申請があれば随時対応する。	